

大和市情報公開条例施行規則及び大和市個人情報保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

## 大和市規則第9号

大和市情報公開条例施行規則及び大和市個人情報保護法施行細則の一部を改正する規則  
(大和市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市情報公開条例施行規則(平成13年大和市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「電磁的記録」を「行政文書」に改め、同条中「に規定する実施機関が」を「の別に定める」に改め、「(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この条において同じ。)」を削り、同条第1号中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。)」を「別に定める規格の光ディスク」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録の公開請求があった場合において、当該電磁的記録の公開の実施を情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

第4条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第12条第1項の規定による文書、図画又は写真の写しの交付は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 当該文書、図画又は写真(以下この項において「当該文書等」という。)を複写機により用紙に複写したものの交付
- (2) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を別に定める規格の光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)に複写したもの(当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができるものに限る。)の交付
- (3) 当該文書等を大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17

年大和市条例第25号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合において、当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の公開の実施を情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

(4) その他市長が適当と認める方法

第5条第2項中「(行政文書を)」を「(前条第1項第1号及び第2号に規定する)」に、「並びに前条第1号」を「、同条第2項第1号」に改め、「及び」の次に「光ディスクに」を加え、「同条第2号」を「同項第2号」に改める。

第10条第1項中「行政文書を)」を「第4条第1項第1号及び第2号に規定する)」に、「第4条第1号」を「同条第2項第1号」に改め、「及び」の次に「光ディスクに」を加える。

別表第1文書、図画又は写真、上記以外の写しの項を次のように改める。

|         |  |                     |
|---------|--|---------------------|
| 上記以外の写し |  | 当該写しの作成に要する費用に相当する額 |
| 上記以外のもの |  | 実費を勘案して市長が別に定める額    |

(大和市個人情報保護法施行細則の一部改正)

第2条 大和市個人情報保護法施行細則(令和5年大和市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(保有個人情報の開示の方法)

第10条 大和市情報公開条例施行規則(平成13年大和市規則第4号)第4条の規定は、保有個人情報の開示の実施について準用する。この場合において、「行政文書の公開」とあるのは「保有個人情報の開示」と、「実施機関」とあるのは「行政機関等」と、「大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年大和市条例第25号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第3条第1項」とあるのは「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項」と、「公開請求」とあるのは「開示請求」と、「公開の実施」とあるのは「開示の実施」と、「情報通信技術利用条例第4条第1項」とあるのは「情報通信技術活用法第7条第1項」と、「情報通信技術利用条例第3条第1項」とあるのは「情報通信技術活用法第6条第1項」と読み替えるものとする。

第11条中「（平成13年大和市規則第4号）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。